＜＜　自動車保管場所届出書の記入例　＞＞

【車名、型式、車台番号】
車名、型式、車台番号の各欄については、完成検査終了証、譲渡証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書の内容を正確に記入してください。

【自動車の大きさ】
センチメートル単位ですので注意してください。（ミリ単位は切り捨てる）

別記様式第２号（第３条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）　自動車の区分　登録・軽

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ		
○○○	ABC-12	A B C 1 2 ー V U 0 0 1 2 3	長さ	339	センチメートル
		↑ここから記入（アルファベット文字には、下欄枠内に✓印を記入して下さい。）	幅	147	センチメートル
		✔ ✔ ✔ ✔ ✔	高さ	172	センチメートル

自動車の使用の本拠の位置	札幌市中央区北2条西7丁目○番△号　□□荘　101号室
自動車の保管場所の位置	札幌市中央区北2条西7丁目○番 （変更前　　）
※保管場所標章番号	

上記の事項について届出をします。

○年　○月　○日

中央　警察署長　殿

〒（000-0000）

住所　札幌市中央区北2条西7丁目○番△号　□□荘　101号室

届出者　（011）251 局 0110 番

氏名　北　海　太　朗

備考１　法第５条、第13条第３項及び附則第７項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第７条第１項（第13条第４項及び附則第８項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては、「変更」の文字を○で囲むこと。
２　自動車の区分の欄は、法第４条第１項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
３　変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
４　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
⑴　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
⑵　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（⑴に該当する場合を除く。）
５　４⑴に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
６　用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とする。

自己単独所有・その他	自動車登録番号・車両番号	札幌○○○△□□□□	連絡先　○○店　△△　000-0000-0000

自動車の保管場所を管轄する警察署が提出先となります。

保管場所の所有区分について○をつけてください。

【使用の本拠の位置】
◇個人の場合
実際に居住する場所の所在地を記入してください。
通常は、住民票の住所と同じです。
◇法人等の場合
実際に営業を行う事業所の所在地を記入してください。

※届出者住所欄と異なる場合は、使用の本拠の位置の実態を疎明する書面（公共料金の領収書等）を確認することがあります。

【保管場所の位置】
申請車両の駐車場所の住所を「○○番」まで記入してください。
※使用の本拠の位置と同じであっても「同上」と記入しないでください。
マンション名や駐車区画番号等を記入しないでください。

【届出者】
◇個人の場合
住民票、印鑑登録証明書の住所を記入してください。

◇法人の場合
登記簿等の所在地、法人名、代表者名を記入してください。

【自動車登録番号・車両番号】
届出する車両にナンバー（自動車登録番号・車両番号）がある場合に記入してください。

【連絡先】
当事務所の連絡先が既に記入されています

【留意事項】
○届出区分（新規・変更）及び自動車の区分（登録・軽）について、該当する内容に○印をつけてください。
・新規：軽自動車の新車を購入するなど、初めて届出をする場合
・変更：既に届出している軽自動車の保管場所を変更する場合、登録自動車の保管場所のみを変更する場合
○消すことのできるボールペンは、使用できません。
○上記は、一般的な記入例ですので、不明な点は書類を提出する警察署にお問合せください。